

補助事業仕様書

1 事業の目的

ひとり暮らし高齢者等を対象に食事を提供する事業（以下、「高齢者食事サービス事業」または「本事業」という）を実施することにより、高齢者の健康増進と地域社会との交流を深めるとともに、介護予防や社会参加の促進を図ることを目的とする。

2 利用対象者

本事業の利用対象者は、大阪市阿倍野区内に居住する 65 歳以上の方（以下「高齢者」という）であって次の（1）から（3）に掲げるいずれかに該当する方

- (1) ひとり暮らしの方
- (2) 高齢者のみの世帯に属する方
- (3) 上記に準じ必要と市長が認め、高齢者食事サービス委員会等の承認を得た方（※）

※高齢者食事サービス委員会等の承認により、高齢者食事サービスを利用できる方

- ① 高齢者と義務教育終了前の児童のみの世帯に属する方
- ② 常時に高齢者の世話をする方がいない世帯に属する方
- ③ やむを得ない事情があり高齢者食事サービスを必要とする 60 歳以上の方

3 事業の実施内容

(1) 組織体制

補助事業者は、本事業の開始にあたり、実施圏域に居住する住民を含めた「高齢者食事サービス委員会」（以下、「委員会」という。）を組織すること。委員会は、別紙「高齢者食事サービス委員会会則モデル」を参考に、委員会の運営について、必要な事項を定めること。

ただし、法人の定款により、法人が行う事業として高齢者を対象とした会食や配食を提供する事業が規定されている場合には、委員会を組織することを要しない。

(2) 実施体制

- ① 補助事業者は、本事業の実施地域において、集まりやすく公共性の高い地域集会所や老人憩の家、小学校の空き教室などを実施場所として、おおむね 10 人以上の利用対象者に対して、地域のボランティアの協力を得て会食または配食による食事サービスをおおむね月 1 回または月 2 回定期的に行う。
- ② 本事業の実施にあたり、1 回あたり利用者 10 名に対してボランティアを少なくとも 2 名以上確保し、利用者が 10 名を超える場合は、利用者 10 名ごとにボランティアを少なくとも 1 名以上確保すること。
また、1 回あたりの利用者よりボランティアの人数が越えないこと。ただし、特別の事情がある場合は理由を明らかにし、許可を得ること。
- ③ 食品衛生上、調理場の設備は清潔にして器具類はすべて殺菌消毒を行うよう努めること。また、献立は高齢者の嗜好を考慮し、変化を持たせ、栄養面についても充分配慮すること。

(3) 事業の実施

- ① 本事業の実施にあたり、食事サービスの日時、方法、利用者負担額、利用者への通知方法その他実施内容等を決定した上で実施しなければならない。
- ② 本事業の実施にあたり、利用対象者（会食におけるボランティアを含む）が事業を利用した場合、補助事業者が定める利用料を徴収しなければならない。ただし、利用料を無料と定めることはできない。
- ③ 本事業の実施にあたり、次に掲げる活動を行わないこと。
 - ア 営利を目的とする活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること目的とする活動
 - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(4) 連携体制等

本事業の実施にあたり、区役所の関連部署・区社会福祉協議会・地域包括支援センター・民生委員・地域福祉コーディネーターなど関係機関との連携を密にし、本事業への参加が望ましいと考えられる利用対象者の把握に努め、利用対象者の心身の健康状態等に応じて必要な関係機関につなげるとともに、欠席が続く利用対象者には、訪問等により状態を把握すること。

(5) 個人情報保護の取扱

本事業の実施に際して入手した個人情報及びデータ管理にあたっては、「大阪市個人情報保護条例」の趣旨を踏まえ、適切な管理を行うこと。

(6) 補助事業の適正な遂行

補助事業者は、本事業の目的以外の用途に補助金を使用してはならない。

4 その他

仕様書に定めのない事項については、その都度、大阪市と適宜協議、調整を行い決定する。その際、調整が出来ない場合は、本市の判断により取扱うものとする。

大阪市阿倍野区〇〇地域高齢者食事サービス委員会会則モデル

(名称)

1. 本会は〇〇地域高齢者食事サービス委員会と称する。
2. 本会事務所を、〇〇〇〇会館（阿倍野区〇〇〇-〇〇）に置く。

(目的)

3. 本会は〇〇地域のひとり暮らし高齢者等に食事を提供することにより、高齢者の健康増進と地域社会との連帯感を深め、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

4. 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 1) 会食（配食）による食事の提供
 - 2) 食事サービス事業に関する調査・研究・広報
 - 3) その他、目的達成に必要な事業

(役員)

5. 本会には次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	〇名
会計	〇名

(役員を選出)

6. 本会の役員は会員の互選とする。

(役員の仕事)

7. 役員の仕事は次のとおりとする。
 - 1) 委員長は本会を代表し、会務を統括する。
 - 2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は仕事を代行する。
 - 3) 会計は本会の会計を掌る。

(役員の任期)

8. 役員の任期は〇年とする。但し、再任を妨げない。

(委員会)

9. 委員会は次の事項について審議し、決定する。
 - 1) 事業計画・予算・決算
 - 2) 高齢者食事サービス事業の運営に関すること

(会議)

10. 委員会の会議は役員会と委員総会とし、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(会計)

11. 本会の会計は、参加費、補助金、寄付金等をもって充てる。
本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
事業にかかる収支状況、経費の使途がわかる会計書類を整え、委員会に提出し、報告を行うなど会計の透明性の確保を行う。

附則

本会則は 〇年〇月〇日から施行する。

(別表 2)

事項	補助の対象となる経費
補助対象経費 (第 3 条)	① 補助事業にかかる経費のうち、会食におけるボランティア分を含む、食事にかかる食材料費・弁当代の経費。ただし、配食又は会食いずれかにおいて利用対象者 1 人あたり 1 回の開催につき 1 食を上限とする。
	② 補助事業にかかる経費のうち、活動に必要な消耗品費、印刷製本費、使用料（会館使用料を除く）、通信運搬費、備品費、修繕費、報償費、保険料、手数料にかかる経費。ただし、工事経費は認めない。
	③ 補助事業にかかる経費のうち、活動に必要な会館使用料・光熱水費にかかる経費。
	④ 調理するボランティアの検便にかかる経費。

(別表 3)

事項	補助金の額の算定基準
補助額 (第 4 条)	① 別表 2 ①において補助の対象となる経費は、総食数（会食におけるボランティア分を含む）に 300 円を乗じた額を基準とする。
	② 別表 2 ②において補助の対象となる経費は、利用予定食数が 1,500 食以下の場合は年額 20,000 円、1,500 食を超える場合は年額 30,000 円を基準とする。
	③ 別表 2 ③において補助の対象となる経費の 2 分の 1 の額であって、1 回あたり 1,500 円を上限とする額を基準とする。
	④ 別表 2 ④において補助の対象となる経費の総検体数に 250 円を乗じた額を基準とする。

(別表 4)

事項	補助金交付申請時に必要な書類
交付申請 (第 5 条)	① 当該年度の大阪市阿倍野区高齢者食事サービス事業者選定結果通知の写し
	② 高齢者食事サービス事業実施計画書 (様式第 1-1 号)
	③ 高齢者食事サービス委員会役員名簿 (様式第 1-2 号)
	④ 高齢者食事サービス事業利用者名簿 (様式第 1-3 号)
	⑤ 高齢者食事サービス事業ボランティア名簿 (様式第 1-4 号)
	⑥ 高齢者食事サービス事業収支予算書 (様式第 1-5 号)
	⑦ 補助事業に関する効果測定及び広報の方法等を記載した文書
	ただし、②・③・④・⑤については、第 2 条第 1 項に基づき提出された応募書類の内容と変更が無い場合においては、その旨の申出書によって代用することができる。

(別表 5)

事項	実績報告時に必要な書類
実績報告 (第 13 条)	4 月 1 日から 6 月 30 日、7 月 1 日から 9 月 30 日、10 月 1 日から 12 月 31 日、1 月 1 日から 3 月 31 日までのそれぞれの実績報告
	① 高齢者食事サービス事業実施報告書 (様式第 9-2 号)
	② 高齢者食事サービス事業収支報告書 (様式第 9-4 号)
	③ 高齢者食事サービス事業参加者名簿
	④ 金銭出納簿の写し
	⑤ 補助事業にかかる領収書の写し
	補助事業が完了したときの実績報告
	① 高齢者食事サービス事業実施報告書 (様式第 9-2 号)
	② 高齢者食事サービス事業収支精算書 (様式第 9-3 号)
	③ 高齢者食事サービス事業参加者名簿
	④ 金銭出納簿の写し
	⑤ 補助事業にかかる領収書の写し
	⑥ 補助事業の実績・効果等を検証できる書類
	⑦ 補助事業の新規参加者数の確認できる書類